

# 地域保健課



### Ⅲ 地域保健課の業務概要

地域保健課の業務は、保健師関係指導事業、母子保健事業、一人ひとりに応じた健康支援事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、精神保健福祉事業、肝炎治療特別促進事業、難病対策事業等を主業務として広域的専門的業務を実施している。また、管内市の保健、医療、福祉の関係機関と連携を深め、事業の推進に努めている。

#### 1 保健師関係指導事業

保健師は、地域保健課・疾病対策課に配属され、各課の業務に対応した活動を行っている。また管内市の保健師活動への支援・調整も行っており、地域保健活動の推進と保健師等の資質向上のために、研修会や連絡会議を開催した。

##### (1) 管内概況

健康福祉センターの保健師は地域保健課、疾病対策課に配属され業務分担で活動し、令和4年度の管内保健師就業状況は、健康福祉センター21名、松戸市72名、流山市38名、我孫子市27名の計158名である。母子保健・思春期保健・地域職域連携推進事業・一人ひとりに応じた健康支援・市町村支援・精神保健福祉・感染症対策・難病対策・学生等の保健所実習等の分野で役割を担い、業務の推進を図った。住民への身近な対人サービスについては、主に市の保健師が対応し、その充実に努めている。

表1－(1) 管内保健師就業状況(令和4年4月1日現在)

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市町村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和2年度	143	16	91	13	17	6
令和3年度	149	19	93	10	21	6
令和4年度	158	21	95	12	22	8
松戸市	72	-	55	2	8	7
流山市	38	-	25	8	4	1
我孫子市	27	-	15	2	10	-

(2) 保健所保健師活動

保健師活動状況は、表1-(2)のとおりである。

表1-(2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和5年3月31日現在)

(単位:件)

区 分 種 別	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
	実数	延数	面 接		電 話	メー ル	
			実数	延数	延数	延数	延数
総 数	166	397	167	212	45,885	417	989(5)
感 染 症	69	69	71	71	43,420	250	257(3)
結 核	91	318	57	101	2,035	167	716(-)
精 神 障 害	-	-	2	3	75	-	-
長 期 療 養 児	1	1	4	4	50	-	5(1)
難 病	5	9	19	19	86	0	10(1)
生 活 習 慣 病	-	-	-	-	2	-	-
そ の 他 の 疾 病	-	-	4	4	72	-	1(-)
妊 産 婦	-	-	-	-	-	-	-
低出生体重児	-	-	-	-	-	-	-
(未熟児)	-	-	-	-	-	-	-
乳 幼 児	-	-	9	9	106	-	-
そ の 他	-	-	1	1	39	-	-
訪問延世帯数	166	394					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開 催 年 月 日	テ ー マ	主 な 内 容	参 加 人 員
令和4年 6月3日	令和4年度の保健活動 の共有を図る (書面開催)	① 令和4年度 管内保健師等業務 連絡研究会実施計画について ② 令和4年度 各所属の重点・ 新規事業の紹介	3市に配布し、 関係部署で共有を 依頼した
令和4年 10月17日	地区診断を通じて災害 に備える (ZOOMを利用して オンライン開催)	管内市・保健所が作成した地区診断 の報告及び、講義 講師:千葉県立保健医療大学 准教授 雨宮有子 氏	35人
令和4年 12月5日	保健師記録の書き方に ついて	講演「保健師の記録の書き方」及び、 グループワークを実施 講師:弘前学院大学 看護学部 教授 柳澤 尚代 氏	16人

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和4年 5月17日	・所内研及び管内研の年間予定について ・各課の業務計画、業務予定 ・現任教育について ・業務研究について	15人
令和4年 7月19日	・難病更新について ・医療機関の立ち入りについて ・災害について	7人
令和4年 10月13日	・第1部 新任期の振り返り・図形伝達ワーク ・第2部 中堅期以降対象 プリセプターシップの情報共有	16人
令和5年 3月9日	・新任期保健師目標の年度末評価 ・年度末にむけた各種連絡事項	19人

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1－(3)－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。		

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
例年は年1回実施しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。		

## 2 母子保健事業

母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、管内市と連携しながら訪問指導事業、小児慢性特定疾病医療支援事業、長期療養児支援事業、思春期保健事業、特定不妊治療費助成事業を実施した。また、母子保健の向上及び地域の支援体制を整備するため、管内母子保健担当者会議を開催した。

### (1) 母子保健推進協議会

管内の母子保健施策を効果的に推進するため、医師会・助産師会・医療機関等の代表者及び管内市の関係者から構成する母子保健推進協議会を設置している。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和5年3月2日	15	(1) 管内母子保健の概況について (2) 新生児聴覚スクリーニング検査について ア 各市の状況 イ 専門機関からの報告 (ア) 精密検査実施医療機関からの報告 (イ) 乳幼児教育相談機関からの報告

### (2) 母子保健従事者研修会

例年は思春期講演会等を再掲としている。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催していない。			

### (3) 母子保健に関する連絡調整会議

管内市と健康福祉センターの母子保健担当者が、連携体制の構築や質の高い母子保健サービスの提供のために情報交換・意見交換を行う。

表2－(3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和4年9月30日	12人 管内母子保健担当 柏児童相談所保健師	(1) 令和4年度母子保健事業について (2) 新生児聴覚検査の各市における実施状況について (3) 長期化するコロナ禍における親子支援の現状と課題

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条の規定により医師から届出がなされた人工妊娠中絶実施報告に基づいた妊娠週数別・年齢階級別の届出数は表 2 - (4) のとおりであった。ただし、届出数には管外在住者分も含まれる。

届出総数については、令和 2 年度は 600 件台、令和 3 年度及び令和 4 年度は 400 件台であった。令和 4 年度について年齢別でみると、35～39 歳が 114 件 (24.1 %) と最も多く、次いで 30～34 歳の 97 件 (20.5 %) であった。週数別でみると、満 7 週以前が 242 件 (51.2 %) と最も多く、次いで満 8 週～満 11 週が 208 件 (44.0%) であった。また、20 歳未満の割合は、令和 2 年度 7.1 %、令和 3 年度 4.9 %、令和 4 年度 5.5 % であった。

表 2 - (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 ～ 24	25 歳 ～ 29	30 歳 ～ 34	35 歳 ～ 39	40 歳 ～ 44	45 歳 ～ 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	646	487	473	26	77	95	97	114	55	9	-	-
満 7 週以前	354	263	242	13	39	42	52	59	33	4	-	-
満 8 週～満 11 週	281	210	208	13	37	46	40	49	18	5	-	-
満 12 週～満 15 週	5	4	6	-	1	1	1	2	1	-	-	-
満 16 週～満 19 週	4	5	11	-	-	4	2	2	3	-	-	-
満 20 週～満 21 週	2	5	6	-	-	2	2	2	0	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的としている。令和3年3月からは、所得制限の撤廃、出産による助成回数のリセット、助成金額の拡充など制度が改正された。令和4年4月から特定不妊治療が保険適用になったことに伴い事業終了となったが、経過措置として令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和5年3月31日までに終了した治療1回のみを助成対象とした。

表2－(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年 度	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	そ の 他
令和2年度	492	750	147	320	3(-)	280
令和3年度	1,000	1,709	282	686	5(7)	736
令和4年度	701	1,097	153	399	1(5)	544
松戸市	338	527	76	184	1(2)	266
流山市	282	444	54	171	- (3)	219
我孫子市	81	126	23	44	-	59

※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成実施件数であり、( )内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成実施件数である。

(6) 不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

その他、妊娠や不妊に関する正確な情報を提供していくことは重要であることから、不妊講演会を地域の実情に応じて開催している。

表2－(6) 不妊講演会実施状況

開 催 年 月 日	内 容	対 象	参 加 人 員
令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。			



(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図ることを目的としている。

対象者：18歳未満の児童（継続認定者は、20歳の誕生日の前日まで）

対象疾患：16疾患群（788疾病）

表2－(7) 小児慢性特定疾病医療費助成受給者状況（各年3月31日現在）

(単位：件)

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	松戸市	流山市	我孫子市
総 数	723	668	635	346	190	99
1 悪性新生物	88	98	90	45	34	11
2 慢性腎疾患	48	46	49	32	12	5
3 慢性呼吸器疾患	57	55	49	34	7	8
4 慢性心疾患	125	114	104	49	38	17
5 内分泌疾患	146	110	91	40	35	16
6 膠原病	21	17	16	5	8	3
7 糖尿病	38	31	33	16	9	8
8 先天性代謝異常	18	14	11	6	5	-
9 血液疾患	20	20	23	12	9	2
10 免疫疾患	4	3	2	2	-	-
11 神経・筋疾患	76	72	79	44	19	16
12 慢性消化器疾患	57	52	52	39	6	7
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	17	26	25	15	6	4
14 皮膚疾患	3	3	3	1	1	1
15 骨系統疾患	3	6	6	4	1	1
16 脈管系疾患	2	1	2	2	-	-

(8) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（平成27年1月1日から施行）

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(8)－ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

名 称	開 催 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
小児慢性特定疾病 相互交流事業 (親子のつどい)			令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。
支援者研修会			令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－(8)－イ 療育相談指導内容

(単位：人)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相 談 者 数 ( 延 )	-	2	4
家 庭 看 護 指 導	-	2	4
食 事 ・ 栄 養 指 導	-	-	-
歯 科 保 健 指 導	-	-	-
福 祉 制 度 の 紹 介	-	-	-
精 神 的 支 援	-	-	-
学 校 と の 連 絡	-	-	-
家 族 会 等 の 紹 介	-	-	-
そ の 他	-	-	-

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(8)－ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別)

(単位：件)

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	4	-	1
悪 性 新 生 物	-	-	-
慢 性 呼 吸 器 疾 患	2	-	1
慢 性 心 疾 患	1	-	-
先 天 性 代 謝 異 常	-	-	-
内 分 泌 疾 患	-	-	-
神 経 ・ 筋 疾 患	-	-	-
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-

エ 窓口相談事業

表2-(8)-エ 相談内容

(単位:件)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数(延)	32	26	4
申請等	12	8	2
医療	-	2	-
家庭看護	15	4	1
福祉制度	-	-	1
就労	-	-	-
就学	1	-	-
食事・栄養	-	-	-
歯科	-	-	-
その他	4	12	-

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-

(9) 療育の給付制度

療育医療(児童福祉法第21条の9)は、結核で長期療養を必要とする児童を指定医療機関に入院させて医療給付を行うほか、学用品・日用品の給付を行うものである。

令和4年度の申請者はなし。

(10) 思春期保健相談事業

臨床心理士・精神科医師による個別相談を実施するとともに、学校教諭向けに不登校や精神疾患を抱える児童生徒への支援について理解を深めることを目的に企画している。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により思春期保健相談は予定回数を減らして実施した。また、思春期講演会についてもZoomを活用して実施した。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参 加 者	内 容
令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。			

表2－(10)－イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	参加者	内 容
思春期講演会	令和5年2月7日	46人	講演「児童期・青年期の発達と心の理解 ～コロナ禍の現状を踏まえて～」 講師 放送大学 心理と教育コース 教授 大山泰宏氏

表2－(10)－ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催回数	相談件数	対象者	内 容
思春期保健相談	5	5	思春期の子どもやその家族	臨床心理士による相談を実施。不登校や精神的な不調に関する相談に応じ、家族の対応の仕方などを助言した。

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

「旧優生保護法一時金支給法」(平成31年4月24日成立)は、旧優生保護法に基づき優生手術等を受けた者に一時金の支給等します。

表2－(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数(センター受付分)

区分 年度	請求受付件数	相談件数(延べ)		
		電話等相談	来所相談	計
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-

※一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

### 3 成人・老人保健事業

健康増進法による健康増進事業のなかで、がん検診の普及啓発を行い受診率の向上を図っている。

健康増進法による健康増進事業には、①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④機能訓練、⑤訪問指導、⑥総合的な保健推進事業、⑦歯周病疾患検診、⑧骨粗しょう症検診、⑨肝炎ウイルス検診、⑩特定健康診査非対象者等に対する健康診査、⑪特定健康診査非対象者に対する保健指導、⑫がん検診があり、市が主体となり実施している。

#### (1) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図っている。講習会については、松戸及び野田健康福祉センターの輪番で実施している。

表3 がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。		

### 4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくり支援体制を充実することを目的とし一人ひとりに応じた健康支援事業を実施した。

#### (1) 健康相談事業

身体的・精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師が電話相談に応じた。

表4 健康相談実施状況（電話）

（単位：件）

年度	区分	男性	女性	総数
	令和2年度		31	43
令和3年度		29	25	54
令和4年度		76	112	188

## 5 総合的な自殺対策推進事業

平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行となり、自殺対策計画策定が市町村へ義務付けられた。昨年度は市町村の主催する会議に出席し、地域の自殺対策の現状等について共有を行った。その他、身近な健康問題として自殺を捉えられるよう啓発パンフレットの配布、ポスターの掲示などを行った。

表5 自殺予防普及啓発物資の配布状況

配付物	配布部数	配付者
「あなたのこころ元気ですか」	101部	来所者 講習会の参加者等

## 6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病予防を中心とする各種保健事業の共同実施、地域保健関係施設等の相互活用等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進するため、「保健所圏域地域・職域連携推進協議会」を設置し連携を図っている。

平成29年度より令和3年度まで「たばこ対策」をテーマに取り組み事業評価を実施し、令和4年度は令和5年度以降の取り組みテーマおよび事業内容の検討の年として活動した。「たばこ対策」の普及啓発を実施しながら、取り組みテーマ案を「フレイル対策」とし、作業部会ならびに協議会を開催、取り組み内容について協議した。

表6- (1) 松戸圏域地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和5年3月16日	20人	ハイブリット開催 1) 報告事項 ① 平成29年度から令和3年度までの取り組みについて テーマ「たばこ対策」 ② 令和4年度事業実施状況について 2) 協議事項 令和5年度以降の取り組みについて (案) テーマ「働く世代のフレイル対策」

表6- (2) 松戸圏域地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
第1回 令和4年6月8日	9人	1) 当事業について 2) 今年度の事業計画について 3) 各機関の取り組みの共有
第2回 令和4年10月7日	12人	1) 令和5年度以降のフレイル対策 (案) について 2) フレイル対策の具体的な取り組みについて

表6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
<p>【出前講座】 令和4年6月7日</p>	<p>柏労働基準協会主催の労働安全衛生週間説明会にて、受動喫煙に関する講話およびチラシを配布した。 参加者 50人</p>
<p>【オンデマンド講座】 令和4年4月 ～令和5年3月</p>	<p>&lt;再生回数&gt; (3月31日現在) ① 目次：385回 ② たばこについて知ろう：185回 ③ 受動喫煙を防ごう！：375回 ④ たばこをやめたい人を応援します！：114回</p>
<p>【その他】</p>	<p>○受動喫煙に関する相談対応（飲食店からの相談 2件）</p>

## 7 栄養改善事業

生活習慣病予防と望ましい食生活の普及・定着を図るため、健康教育・栄養指導等を実施した。食環境整備のため、県民の健康づくりを応援する飲食店等の支援・指導、食品事業者に対する栄養成分表示に関する指導等を行った。特定給食施設等に対しては、健康増進法に基づく適切な栄養管理が実施できるよう指導・支援を行った。

管内の健康・食生活上の課題に対応するため、個別栄養相談の他、リーフレット等の配布により情報提供を行った。また、食環境整備として「健康ちば協力店」の周知啓発、食品事業者に対する栄養成分等の表示に関する指導等を実施した。

特定給食施設等に対しては、健康増進法に基づく栄養管理が実施できるよう、個別の指導・支援を行った。

### (1) 健康増進（栄養・運動等）事業

住民の生活習慣病予防及び健康づくりのために、電話による個別指導の実施及び広報活動により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	57	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）



ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況

(単位：人)

種別	区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導		-	9	-	-	-	-
病態別運動指導		-	-	-	-	-	-

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -イ 地域における健康づくり推進実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
開催なし	-	-	-	-

ウ 国民（県民）健康・栄養調査

表7- (1) -ウ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	① 流山市野々下地区 （8世帯25人） ② 松戸市金ヶ作地区 （5世帯8人） ③ 松戸市胡録台地区 （11世帯26人）	① 令和4年11月15日及び16日 ② 令和4年11月22日及び24日 ③ 令和4年12月6日及び7日 【調査内容】 身体の状態、栄養摂取の状況及び生活習慣の状況
県民健康・栄養調査	① 流山市野々下地区 （8世帯25人） ② 松戸市金ヶ作地区 （5世帯8人） ③ 松戸市胡録台地区 （11世帯26人）	① 令和4年11月15日及び16日 ② 令和4年11月22日及び24日 ③ 令和4年12月6日及び7日 【調査内容】 身体の状態、栄養摂取の状況及び生活習慣の状況

エ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -エ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	24	24	-	-	
	特定保健用食品	-	-	-	-	
	栄養機能食品	-	-	-	-	
	機能性表示食品	-	-	-	-	
	その他※	-	-	-	-	
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		1	1	-	-	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談 (個別)	普及啓発 (集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	-	1	400	管内集団給食 協議会会報誌
	特定保健用食品	-	-	-	
	栄養機能食品	-	-	-	
	機能性表示食品	-	-	-	
	その他※	-	-	-	
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	

( ) 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7- (1) -エ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	2 (-)	4 (-)
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む ( ) 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7－(1)－エ－(ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数(単位:件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- (-)	- (-)	- (-)

( )内は、特定保健用食品再掲

オ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7－(1)－オ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
減塩や肥満予防に関する普及啓発	32	-	-	-

(2) 給食施設指導

特定給食施設等に対して、健康増進法に基づく適切な栄養管理が実施できるよう、研修会の開催や資料の送付等により情報提供を行い、給食に携わる管理者・従事者の資質の向上に努めた。

また、栄養管理状況報告書等により、利用者と施設の特徴に合わせた適切な栄養管理が行われるよう、個別の指導及び助言を行った。

給食施設状況

表7- (2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらもいる 施設			栄養士のみ いる施設		管理 栄養 士 ど ち ら も い な い 施 設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調 理 師 の い な い 施 設	栄 養 成 分 表 示 施 設	栄 養 教 育 実 施 施 設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
412	119	140	92	211	177	144	197	57	6	59	308	731	98	407	307

ア 給食施設指導状況

表7- (2) -ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区分	計	特定給食施設		その他の 給食施設		
		1回300食 以上 又は 1日750食 以上	1回100食 以上 又は 1日250食 以上			
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	50	8	29	13
		その他指導施設数	81	20	41	20
	喫食者への栄養・運動指導延人員	-	-	-	-	
集団指導	給食管理指導	回数	2	2		
		延施設数	672	226	349	97
	喫食者への 栄養運動指導	回数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	施設種別	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合計		412	50	119	4	92	33	144	12	57	1
指定 施設 ①	計	6	6	-	-	6	6	-	-	-	-
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	6	6	-	-	6	6	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300食 /回, 750食 /日 以上 (指 定施 設① を除 く) ②	計	116	2	70	1	2	1	39	-	5	-
	学校	107	1	64	1	-	-	38	-	5	-
	病院	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	6	-	5	-	-	-	1	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
100食 /回, 250食 /日以上 (①、② を除く)	計	224	29	40	2	66	18	80	9	38	-
	学校	16	-	5	-	-	-	11	-	-	-
	病院	16	16	2	2	14	14	-	-	-	-
	介護老人保健施設	16	1	4	-	12	1	-	-	-	-
	介護医療院	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	32	1	11	-	21	1	-	-	-	-
	児童福祉施設	121	11	15	-	16	2	62	9	28	-
	社会福祉施設	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-
	事業所	8	-	-	-	1	-	2	-	5	-
	寄宿舎	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	矯正施設	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	9	-	3	-	1	-	3	-	2	-	
その 他の 給食 施設	計	66	13	9	1	18	8	25	3	14	1
	学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院	8	8	1	1	7	7	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	7	-	2	-	3	-	2	-	-	-
	児童福祉施設	29	5	2	-	8	1	17	3	2	1
	社会福祉施設	4	-	1	-	-	-	-	-	3	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	16	-	3	-	-	-	6	-	7	-	

※施設に向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7-（2）-ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	11	5	59
指導数	11	5	59

エ 給食施設集団指導

表7-（2）-エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
郵送による 情報提供	令和4年 8月8日	給食施設 管理者・従事者	(412施設)	栄養管理に関する資料 「給食施設の栄養管理について～令和3年度 給食施設栄養管理状況報告書結果～」
給食施設 衛生研修会	令和4年 8月17日～ 9月16日	給食施設 管理者・従事者	(260施設 877人 視聴回数 1683回)	オンライン配信(千葉県セミナーチャンネル) 講義「給食施設の衛生管理について」 講師：松戸保健所 食品機動監視課

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-（3）-ア 健康ちば協力店登録状況

令和4年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数*	
-	-	-	1

表7-（3）-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及 啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発 及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	-	-	-	-	-	-	-
集団指導	8	424	-	-	-	-	-
合計	8	424	-	-	-	-	-

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
松戸保健所管内 松戸調理師会	250 人	調理師の資質の向上と調理技術の研究開発を行い、公衆衛生の向上を図る事業	なし	-
松戸保健所管内 集団給食協議会	39 施設	給食運営に関する調査研究に関する事業、栄養・調理技術に関する知識の普及啓発事業等	理事会、総会の運営助言	51 人

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内栄養士業務連絡研修会	-	-	開催なし

※ 市町村（在宅）栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7- (6) 調理師試験及び免許取扱状況

(単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和2年度	134	96	71.6	190	33	39
令和3年度	124	81	65.3	164	30	32
令和4年度	115	79	68.7	167	22	24



## 8 歯科保健事業

国民の歯科の健康状態を明らかにすることを目的として、歯科疾患実態調査を実施した。

### (1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし				

### (2) その他（各保健所の独自事業）

表8－(2) その他（各保健所の独自事業）

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし				

### (3) 歯科疾患実態調査

表8－(3) 歯科疾患実態調査実施状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
歯科疾患実態調査	① 流山市野々下地区 （3世帯8人） ② 松戸市金ヶ作地区 （3世帯5人） ③ 松戸市胡録台地区 （2世帯2人）	① 令和4年11月16日 ② 令和4年11月24日 ③ 令和4年12月7日 <調査内容> 歯や口の状態、歯をみがく頻度、歯や口の清掃状況、歯科検診受信の有無、フッ化物応用の有無、矯正治療の経験の有無、歯・補綴の状況、歯肉の状況

## 9 精神保健福祉事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）」に基づく、措置入院・医療保護入院の法施行業務、精神保健福祉相談・訪問指導を行っている。市町村・医療機関・地域の支援機関等と連携し、専門性や広域での調整を要する事項について受療援助、社会復帰支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業、精神障害者の退院後支援など地域精神保健福祉活動等を行っている。

なお、通報等の対応は中核市である柏市管轄分も行っている。

平成30年に厚生労働省社会・援護局障害福祉部長から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、「精神障害者の退院後支援マニュアル」における支援方法や支援対象者の判定基準に準じて計画を策定し、支援を行っている。

### (1) 管内精神科病院からの届出の状況

精神科病院は1施設あり、病床は308床である。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、管内病院から各種届出が提出される。医療保護入院の場合、入院の翌日から10日以内に医療保護入院の入院届が提出される。また、入院の翌月を初月として、同月以降の12か月ごとに当該月末日までに医療保護入院の定期病状報告が保健所に提出される。措置入院から3か月を経過した場合には、措置入院者の定期病状報告が提出されることとなっている。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応 急 入院届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
令和2年度	145	1	150	19	1	81	－
令和3年度	133	－	130	21	3	83	1
令和4年度	145	－	147	12	2	84	7

※ その他は、転院許可申請7件、仮退院申請0件、再入院届0件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健福祉法第22条から第26条に基づいた申請・通報を受理し、措置診察の必要性を判断する為の事前調査を保健所で行っている。措置診察が必要と判断された者については、同法第27条及び第29条の2の規定に基づいて、指定医による診察を行い、措置入院及び緊急措置入院の要否が判断される。措置入院及び緊急措置入院が必要とされた者に対して、同法第29条の2の2にて移送を行っている。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の必要 がないと認 めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた 者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29条 該当症状 の者	その他の 入院形態	通院・ その他	法第29条 の2該当 症状の者	その他の 入院形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
令和2年度	113	45	58	2	4	8	-	3	-	-	34
令和3年度	149	31	106 *注1	-	9	22	-	4	-	-	60
令和4年度	100	31	59	-	6	22 *注2	2	1	-	-	21
法第22条 一般人からの申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第23条 警察官からの通報	54	1	45	-	4	22 *注2	2	1	-	-	21
法第24条 検察官からの通報	14	-	13	-	1	-	-	-	-	-	-
法第25条 保護観察所の長からの通 知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条 矯正施設の長からの通報	31	30	-	-	1	-	-	-	-	-	-
法第26条の2 精神科病院管理者からの 届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の3 医療観察法に基づく指定 医療機関管理者及び保護 観察所長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第27条第2項 申請通報に基づかない診 察	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

\*注1 令和2年度未処理分の通報1件含む

\*注2 緊急措置入院中、措置解除となった1件含む

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

病名 年度結果	総数	統合失調症等	気分障害	器質性精神障害		中毒性精神障害			神経症性障害等	パーソナリティ障害	知的障害	てんかん	発達障害	その他の精神障害	その他
				認知症	その他	アルコール	覚せい剤	その他							
				F0		F1									
				F00～F03	F04～F09	F10	F15								
令和2年度	64	53	7	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-
令和3年度	115	80	13	5	3	1	3	1	3	-	2	-	3	-	1
令和4年度	65	43	13	1	2	-	-	-	1	2	-	-	3	-	-
診察実施	要措置	59	43	12	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	不要措置	6	-	1	-	-	-	-	1	2	-	-	2	-	-

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 3名。

2 緊急措置入院中に措置解除となった者 1名。

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICDカテゴリー）の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和5年3月31日現在）（単位：人）

入院期間 年度	総数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和2年度	2	2	-	-	-
令和3年度	4	3	-	1	-
令和4年度	2	1	1	-	-

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和5年3月31日現在）（単位：人）

性・年齢 区分	実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～ 39歳	40歳～ 64歳	65歳以上	不明	
相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	70	44	26	-	4	27	33	6	-	125
電話	100	66	34	-	17	35	40	8	-	1,604

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神障害者であり、指定医による診察で直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があり、精神保健福祉法第20条の規定による入院が行われる状態ではないと、判断された者を医療保護入院させるために、精神科病院に移送することができる。

表9－(3) 医療保護入院のための移送処理状況（単位：件）

年度 \ 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-
令和4年度	-	-	-

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神科嘱託医による定例相談のほか、精神保健相談員や保健師による所内外の面接相談および電話相談に随時応じている。相談内容については、診療に関することや生活支援、社会復帰からアルコール、認知症と保健、医療、福祉と広範にわたる。また、必要に応じて訪問指導も行っている。

表9－(4)－ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第1 木曜日	14：00～16：00	保健所（健康福祉センター）
毎月 第3 月曜日	14：00～16：00	保健所（健康福祉センター）
毎月 第3 木曜日	14：00～16：30	保健所（健康福祉センター）
毎月 不定期	不定期	事例により相談又は訪問を実施

表9－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

区分	性・年齢 実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和2年度	209	117	92	-	3	50	123	30	3	734
令和3年度	247	136	110	1	4	64	135	42	2	624
令和4年度	208	125	83	-	10	66	94	34	4	534
松戸市	127	73	54	-	9	34	56	24	4	334
流山市	24	19	5	-	-	14	8	2	-	64
我孫子市	26	14	12	-	-	6	15	5	-	73
管外・不明	31	19	12	-	1	12	15	3	-	63
相談	65	39	26	-	5	17	29	10	4	111
訪問	143	86	57	-	5	49	65	24	-	423

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分	性	計	男性	女性	不明
電話		5,910	3,632	2,257	21
メール		5	4	1	0

表9－(4)－エ 相談の種別 (延数)

(単位：件)

種別 区分	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
		関診する療科ごとに	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒							
令和2年度	734	381	47	184	31	20	6	-	-	1	5	3	52	-	4
令和3年度	624	400	38	74	41	7	9	4	-	-	12	-	24	-	14
令和4年度	534	312	31	63	15	11	-	-	1	-	17	14	68	-	2
相談	計	111	55	2	13	3	7	-	-	1	7	7	14	-	2
	男	66	35	1	9	3	7	-	-	1	2	3	4	-	1
	女	45	20	1	4	-	-	-	-	-	5	4	10	-	1
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	計	423	257	29	50	12	4	-	-	-	10	7	54	-	-
	男	257	160	18	31	10	2	-	-	-	-	3	33	-	-
	女	166	97	11	19	2	2	-	-	-	10	4	21	-	-
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表9－(4)－オ 援助の内容 (延数)

(単位：件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和2年度	1,215	19	261	219	42	159	468	47
令和3年度	1,143	44	271	96	37	169	435	91
令和4年度	1,041	27	190	110	31	214	431	38

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

種別	支援計画 対象者	支援状況		
		本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者
合計	26	1	1	1
松戸市	13	-	-	-
流山市	7	-	-	-
我孫子市	6	1	1	1

(5) 地域精神保健福祉関係

地域の精神保健福祉を円滑に促進するために、管内精神保健福祉担当者会議を行った。

表9－(5)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等
令和4年度精神保健福祉担当者会議	令和5年3月3日	10	管内市及び柏市 精神保健福祉担当

表9－(5)－イ 組織育成・運営支援

(単位：件)

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
	支援延件数	-	-	-

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対し、保護観察所主催の処遇検討会議に参加し、地域において訪問等の支援を実施している。平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。

表9－(6) 医療観察法に係る会議への参加

(単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	19	17	-

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA会議（Care program approachの略）とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。



## 10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。

表10－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和2年度	410	1	57
令和3年度	382	-	51
令和4年度	417	-	42
松戸市	237	-	27
流山市	116	-	3
我孫子市	64	-	12

## 11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

表11－(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
令和2年度	5	2	5
令和3年度	1	-	1
令和4年度	1	-	1
松戸市	1	-	1
流山市	-	-	-
我孫子市	-	-	-

## 12 難病対策事業

原因不明で治療方法が確立していない特定疾患 56 疾患の患者に対し、医療費の自己負担を助成していたが、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく医療費助成制度が平成 27 年 1 月 1 日に施行された。それに伴い対象疾患は 110 疾患に拡充され、さらに同年 7 月 1 日には、306 疾患に拡大した。平成 29 年 4 月 1 日には 330 疾患、平成 30 年 4 月 1 日には 331 疾患と続き、令和元年 7 月 1 日には 333 疾患と対象疾患が拡大され、令和 3 年 11 月 1 日から 338 疾患が医療費助成の対象となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - ( 1 ) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

年度・市町村別 疾患名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	松戸市	流山市	我孫子市
総 数	3	3	3	2	1	0
スモン	3	3	3	2	1	0

表 1 2 - ( 2 ) 指定難病医療費助成制度受給者状況 ( 単位 : 件 )

疾患名 下段 : 重症 ( 内数 )		年度・市町村別					
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	松 戸 市	流 山 市	我 孫 子 市
総 数		6,162	5,949	6,087	3,578	1,469	1,040
1	球脊髄性筋萎縮症	11	10	11	4	5	2
2	筋萎縮性側索硬化症	59	62	62	33	17	12
3	脊髄性筋萎縮症	3	3	3	2	1	0
4	原発性側索硬化症	1	1	1	1	0	0
5	進行性核上性麻痺	75	81	77	38	22	17
6	パーキンソン病	809	781	802	462	189	151
7	大脳皮質基底核変性症	33	36	30	16	3	11
8	ハンチントン病	9	10	8	4	1	3
10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	4	5	3	1	1
11	重症筋無力症	166	166	165	82	50	33
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	126	126	123	70	35	18
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	25	24	21	10	7	4
15	封入体筋炎	2	2	4	2	2	0
16	クローウ・深瀬症候群	2	2	2	1	0	1
17	多系統萎縮症	69	58	51	29	11	11
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	169	161	150	89	37	24
19	ライソゾーム病	5	5	6	4	1	1
20	副腎白質ジストロフィー	3	3	3	3	0	0
21	ミトコンドリア病	10	7	8	4	2	2
22	もやもや病	66	61	64	39	14	11
23	プリオン病	1	0	3	1	0	2
25	進行性多巣性白質脳症	1	0	1	1	0	0
26	HTLV-1関連脊髄症	3	2	2	2	0	0
27	特発性基底核石灰化症	1	1	2	2	0	0
28	全身性アミロイドーシス	19	22	27	12	8	7
30	遠位型ミオパチー	2	1	1	1	0	0
34	神経線維腫症	24	19	19	12	4	3
35	天疱瘡	13	14	16	8	4	4
36	表皮水疱症	1	1	1	1	0	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	10	13	11	7	3	1
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	2	1	1	1	0	0
39	中毒性表皮壊死症	1	0	0	0	0	0
40	高安動脈炎	28	29	27	17	7	3
41	巨細胞性動脈炎	9	11	13	7	2	4
42	結節性多発動脈炎	15	16	17	11	3	3
43	顕微鏡的多発血管炎	63	67	69	43	16	10
44	多発血管炎性肉芽腫症	27	22	25	18	4	3
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	31	38	43	24	14	5
46	悪性関節リウマチ	34	37	35	25	5	5

疾患名 下段：重症（内数）	年度・市町村別	令和	令和	令和	松戸市	流山市	我孫子市
		2年度	3年度	4年度			
47	バージャー病	10	8	8	5	2	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	2	1	1	0	0
49	全身性エリテマトーデス	414	413	428	258	87	83
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	161	169	171	103	39	29
51	全身性強皮症	165	159	172	96	43	33
52	混合性結合組織病	52	52	56	34	14	8
53	シェーグレン症候群	69	70	75	46	16	13
54	成人スチル病	25	24	22	16	4	2
55	再発性多発軟骨炎	3	3	3	2	0	1
56	ベーチェット病	92	87	89	54	22	13
57	特発性拡張型心筋症	105	94	88	68	14	6
58	肥大型心筋症	30	31	31	15	13	3
60	再生不良性貧血	38	33	39	19	8	12
61	自己免疫性溶血性貧血	7	7	6	1	3	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	8	7	6	3	1	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	116	84	83	53	14	16
65	原発性免疫不全症候群	13	14	13	8	3	2
66	IgA 腎症	84	78	74	46	18	10
67	多発性嚢胞腎	90	99	107	65	24	18
68	黄色靭帯骨化症	23	20	18	9	6	3
69	後縦靭帯骨化症	169	146	144	99	28	17
70	広範脊柱管狭窄症	42	37	31	24	5	2
71	特発性大腿骨頭壊死症	134	124	120	70	33	17
72	下垂体性ADH分泌異常症	16	20	21	13	5	3
74	下垂体性PRL分泌亢進症	10	7	7	5	2	0
75	クッシング病	7	6	7	3	1	3
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1	1	1	1	0	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	27	28	28	17	5	6
78	下垂体前葉機能低下症	121	114	115	67	27	21
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	3	2	2	2	0	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	3	3	6	2	3	1
83	アジソン病	2	1	1	1	0	0
84	サルコイドーシス	91	80	78	47	16	15
85	特発性間質性肺炎	140	146	148	66	45	37
86	肺動脈性肺高血圧症	14	15	17	7	8	2
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	34	33	38	17	11	10
89	リンパ脈管筋腫症	4	6	6	5	0	1
90	網膜色素変性症	205	187	182	115	37	30
91	バッド・キアリ症候群	1	2	1	1	0	0
92	特発性門脈圧亢進症	1	0	0	0	0	0
93	原発性胆汁性胆管炎	122	108	104	50	30	24

疾患名 下段：重症（内数）	年度・市町村別	令和	令和	令和	松戸市	流山市	我孫子市
		2年度	3年度	4年度			
94	原発性硬化性胆管炎	6	5	6	3	1	2
95	自己免疫性肝炎	39	44	44	22	16	6
96	クローン病	269	271	282	168	64	50
97	潰瘍性大腸炎	864	782	788	469	209	110
98	好酸球性消化管疾患	3	2	2	1	1	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	2	1	1	0	1	0
107	若年性特発性関節炎	6	8	11	6	3	2
109	非典型溶血性尿毒症症候群	4	3	2	1	1	0
111	先天性ミオパチー	1	2	2	1	1	0
113	筋ジストロフィー	26	27	27	16	7	4
115	遺伝性周期性四肢麻痺	2	1	1	1	0	0
117	脊髄空洞症	4	3	4	2	1	1
118	脊髄髄膜瘤	1	1	1	1	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	2	2	3	2	0	1
127	前頭側頭葉変性症	9	8	8	6	2	0
128	ピッカーstaff脳幹脳炎	1	1	1	1	0	0
136	片側巨脳症	0	0	1	1	0	0
137	限局性皮質異形成	0	0	2	1	0	1
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	1	0	1	0
140	ドラベ症候群	0	1	0	0	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	2	3	3	3	0	0
145	ウエスト症候群	3	6	7	6	1	0
150	環状20番染色体症候群	1	1	1	1	0	0
152	PCDH19関連症候群	1	1	1	0	0	1
156	レット症候群	0	1	2	1	0	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	0	0	0	0
158	結節性硬化症	6	7	6	4	1	1
160	先天性魚鱗癬	1	1	1	0	1	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	1	0	2	2	0	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	12	14	16	8	4	4
163	特発性後天性全身性無汗症	3	2	5	2	1	2
164	眼皮膚白皮症	1	1	1	1	0	0
167	マルファン症候群	0	1	4	3	1	0
168	エーラス・ダンロス症候群	3	3	3	2	1	0
171	ウィルソン病	8	9	10	5	3	2
173	VATER症候群	1	1	1	1	0	0
179	ウィリアムズ症候群	0	1	1	1	0	0
187	歌舞伎症候群	0	0	1	1	0	0
189	無脾症候群	1	1	1	1	0	0
190	鯉耳腎症候群	1	1	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群	1	1	0	0	0	0

疾患名 下段：重症（内数）	年度・市町村別	令和	令和	令和	松戸市	流山市	我孫子市
		2年度	3年度	4年度			
193	ブラダー・ウィリ症候群	1	1	1	1	0	0
194	ソトス症候群	0	0	1	0	0	1
207	総動脈幹遺残症	0	0	1	1	0	0
208	修正大血管転位症	0	1	2	2	0	0
209	完全大血管転位症	1	1	1	0	0	1
210	単心室症	2	2	4	2	2	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	1	3	0	2	1
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	3	3	4	1	2	1
215	ファロー四徴症	7	5	6	3	2	1
216	両大血管右室起始症	2	4	4	2	2	0
217	エプスタイン病	1	1	2	1	1	0
220	急速進行性糸球体腎炎	6	7	5	3	0	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	2	3	5	4	0	1
222	一次性ネフローゼ症候群	101	92	89	60	16	13
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	2	3	1	2	0
224	紫斑病性腎炎	5	5	9	6	2	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	4	3	5	5	0	0
227	オスラー病	4	3	4	2	2	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	1	2	1	1	0
235	副甲状腺機能低下症	0	1	1	1	0	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	2	2	2	2	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	1	1	0	0	1
251	尿素サイクル異常症	0	0	1	1	0	0
254	ポルフィリン症	1	1	1	1	0	0
256	筋型糖原病	1	0	0	0	0	0
257	肝型糖原病	1	2	2	1	0	1
266	家族性地中海熱	0	1	2	2	0	0
271	強直性脊椎炎	16	16	17	12	3	2
274	骨形成不全症	0	0	1	1	0	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	1	1	0	0	1
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	1	1	1	1	0	0
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	1	1	1	1	0	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	0	1	1	0	0
283	後天性赤芽球癆	2	3	3	2	0	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	2	4	2	0	2
289	クロンカイト・カナダ症候群	3	1	1	0	1	0
291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	0	0	1	1	0	0
293	総排泄腔遺残	0	0	1	0	1	0
296	胆道閉鎖症	1	1	3	1	2	0
300	IgG4関連疾患	19	23	22	14	6	2
301	黄斑ジストロフィー	1	1	0	0	0	0

疾患名 下段：重症（内数）		年度・市町村別					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	松戸市	流山市	我孫子市
302	レーベル遺伝性視神経症	3	1	2	1	1	0
306	好酸球性副鼻腔炎	81	108	145	84	40	21
316	カルニチン回路異常症	1	2	2	1	1	0
329	無虹彩症	1	0	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	11	10	9	4	4	1
335	ネフロン癆	-	0	1	1	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	-	0	1	1	0	0

※受給者なしの疾患は省略。

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位：人)

年度	総数	松戸市	流山市	我孫子市
令和2年度	26	18	6	2
令和3年度	22	16	4	2
令和4年度	29	20	6	3

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位：人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和2年度	3	8	-	1	5	-	7	7
令和3年度	2	2	2	-	4	-	9	14
令和4年度	2	2	-	-	1	-	11	1

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ- (ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和2年度	7	25	13	30
令和3年度	6	2	2	2
令和4年度	6	12	4	12

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イ- (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	月 日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和2年度	令和2年 10月5日	講演「ALS患者の心理-就労支援も含めて-」	保健師、看護師	4
	令和2年 10月5日	令和2年度の訪問実績、事例検討、事例共有	保健師、看護師 管理栄養士	4
令和3年度	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。			
令和4年度	令和5年 2月24日	講演「ALS患者の理解・支援について」	保健師、看護師 社会福祉士 等	24

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
実施なし					

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別)

(単位:件)

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	9	3	5
筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症	8	3	5
脊 髄 小 脳 変 性 症	1	-	-

オ 訪問診療等事業

表12-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況

(単位:人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従 事 者 人 数					
	実 人 員	延 人 員		専 門 医	主 治 医	看 護 師	理 学 療 法 士 等	保 健 師	そ の 他
令和2年度	-	-		-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む



カ 窓口相談事業

表12-(4)-カ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相 談 者 数 ( 延 )	39	16	16
申 請 等	2	-	12
医 療	10	4	2
家 庭 看 護	22	2	2
福 祉 制 度	-	-	-
就 労	4	-	-
就 学	-	-	-
食 事 ・ 栄 養	-	-	-
歯 科	-	-	-
そ の 他	1	10	-

※申請等に関する相談者数については、平成28年度より計上方法の定義を変更した。

キ 難病対策地域協議会

表12-(4)-キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員(職種)	延人数	内 容
実施なし				

13 受動喫煙対策

健康増進法に基づき、受動喫煙に関する施設からの問合せや県民からの苦情等を受けて、施設管理者等への助言・指導等を実施した。

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙、令和2年4月1日から多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和2年度	105	1	100	1	-	3
令和3年度	20	-	19	1	-	-
令和4年度	17	-	16	-	-	1

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和2年度	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-

## 14 市町村支援

管内各市の健康増進計画・虐待防止対策等会議に委員として出席し、専門的・広域的な視点から支援している。また、保健師、管理栄養士等を対象とした研修会を開催し、地域保健活動の推進と資質の向上を図った。

### (1) 市町村への支援状況

表14—(1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡			
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ
松戸市	松戸市少年センター運営協議会	2	課	活動報告・事業計画
	松戸市学校保健会総会	1	課	事業計画・事業報告
	松戸市児童虐待防止ネットワーク会議	1	医	活動方針・活動報告・児童虐待の状況
	松戸市児童虐待防止ネットワーク実務者会議	2	保	活動報告・事業計画、調査結果報告等
	松戸市母子保健連絡協議会	2	保	活動報告・事業計画
	松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会議	2	次	活動報告・事業計画
	松戸市高齢者虐待防止ネットワーク 担当者会議	0	保	
	松戸市地域ケア会議	2	次	地域包括ケアシステムの構築
	松戸市医療的ケア児の支援のための連携 推進会議	1	課 保	実績報告・事業計画
	災害時の在宅療養患者への支援体制構築 事業関係者会議	1	保	取り組み状況、事業計画
	松戸市健康づくり推進会議	2	課	計画及び市民アンケート調査
	松戸市自殺対策推進部会	1	課	計画の概要及び進捗状況・今後の取組
	流山市	流山市要保護児童対策地域協議会代表者会議	0	課
流山市要保護児童対策地域協議会実務者会議		1	保	実績報告・事例報告
流山市高齢者虐待防止ネットワーク 代表者会議		1	次	実績報告・事例報告
流山市高齢者虐待防止ネットワーク 担当者会議		3	保	実績報告・事業計画、対応状況調査結果、次年度計画等
流山市母子定例会		1	保	実績報告・事業計画
我孫子市	我孫子市子ども虐待等防止対策地域 協議会	1	課	活動報告
	我孫子市健康づくり推進協議会	1	課	事業計画・実績報告

\*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）